

林災防発第43号  
平成29年6月13日

林業会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部  
支部長 林 紀 一 郎

平成29年度林業ワーカー定着・定住対策事業  
「安全作業奨励支援事業」の実施に係る助成金の交付申請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、林材業における労働安全衛生活動の推進につきまして、格別のご理とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、栃木県においては、県内の林業を魅力ある成長産業へ発展させるため、若者の就業促進や林業従事者を取り巻く環境の改善を図り、林業への就業機会拡大と林業事業体の雇用体制強化の促進を図るため、「輝く林業人・夢プロデュース補助事業」を展開することになり、この事業の一環である林業ワーカー定着・定住対策事業における「安全作業奨励支援事業」を当支部が実施することとなりました。

本事業は、林業就業者のスキルアップを図り、安全作業を遂行する就業者を対象として、技術的な評価をするとともに、安全作業を奨励し、意欲の向上を促進する事業であります。

つきましては、貴事業場におかれましては、この事業の趣旨をご理解いただき、別紙の安全作業奨励支援事業に係る助成金交付基準に基づき、助成金対象者を人選していただき平成29年7月28日（金）までに事務局あて、関係書類を添えて申請して下さいようお願い申し上げます。

なお、審査の結果、助成金対象事業体に該当し、かつ、助成金対象者の要件を満たすことが確認された場合には、当支部事務局において当該事業場に対し、助成金交付決定の通知をいたします。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫

平成29年度林業ワーカー定着・定住対策事業  
安全作業奨励支援事業に係る助成金交付基準

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

**1 助成金交付制度の趣旨、目的**

林業就業者のスキルアップを図り、安全作業を遂行する就業者を対象として、技術的な評価をするとともに、安全作業を奨励し、意欲の向上等を促進することを目的とする。

**2 助成金対象事業体**

助成金対象事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、知事の認定を受けた事業主を優先とするが、知事が特に必要と認めたものについては、助成金対象事業体とすることができるものとする。

なお、知事が特に必要と認める助成金対象事業体とは、栃木県が実施する林業技術研修を修了した者を雇用する事業体であって、かつ、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部会員とする。

**3 助成金対象者**

前項の事業体に所属し、かつ、素材生産を行う事業体の林業作業従事者で、次の要件の全てを満たしている者を対象とする。

- (1) おおむね35歳未満の者
- (2) 林業就業経験が5年以上の者
- (3) 労働安全衛生法に定める技能講習若しくは安全衛生特別教育等修了者又は労働安全衛生法関係各種免許所有者

**4 助成金対象人数**

20名以内とする。

**5 助成金対象事業体の基準**

対象事業体の基準は次のとおりとする。

- (1) 労働安全衛生法等の違反状況
  - ①過去3年以内に労働基準関係法令違反で送検されていないこと。
  - ②過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと。
- (2) 労働災害発生状況  
過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を発生させていないこと。
- (3) 安全衛生の実施体制の取組
  - ①労働安全衛生法に定める雇い入れ時教育や特別教育等を定期的実施していること。

- ②ヒヤリ・ハット活動、危険予知（KY）活動等の安全自主活動が着実に実施されており、リスクアセスメント講習会等の受講を含めリスクアセスメントに取り組んでいること。
- ③林業作業で想定される労働災害、事故時の緊急時対応などの教育訓練がなされていること。
- ④雇入時の健康診断、定期健康診断及び林業特殊健康診断が実施され、健康診断実施後の適切な措置を講じていること。
- ⑤労働者災害補償保険（労災保険・林業）に加入していること。
- ⑥関係行政機関並びに林業・木材製造業労働災害防止協会が実施する労働災害防止施策に協力していること。

## 6 助成金対象者の基準

対象者の基準は次のとおりとする。

### （1）労働災害発生状況

過去5年以内に休業4日以上労働災害の受傷歴がないこと。

### （2）安全衛生活動への参加

- ①事業場が実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加していること。
- ②事業場が実施する定期健康診断及び林業特殊健康診断を受診していること。
- ③事業場が実施する労働災害防止措置に協力し、労働災害防止事項を遵守していること。

## 7 助成金対象者に交付する奨励手当

一人25,000円相当の地域振興券等を交付する。

## 8 助成金の申請等

別紙1のとおり

## 9 その他

1 事業場の助成金対象者の人数に制限はありません。事業場で働く全ての林業作業従事者のうち、上記3の要件に該当する者の全員が対象となります。

したがって、1事業場で複数以上の林業作業従事者が対象となっても差し支えありません。

附則1 本交付基準は、平成29年6月1日から運用する。

附則2 上記5の「助成金対象事業体の基準」及び上記6の「助成金対象者の基準」に基準を満たさないまま申請された場合、その事実が判明したときは、助成金の交付を取り消すことがありますので、ご注意ください。

## 別紙 1

### 安全作業奨励事業

#### (1) 助成金の申請について

助成金を申請する事業体は、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長に対して、平成29年7月28日（金）までに、助成金申請書（別紙様式1）を提出する。

#### (2) 助成金の申請内容について

①助成金の申請に当たっては、本人確認の証明できる書類を申請書に添付する。

ア おおむね35歳未満であることの確認（①又は②の写し）

①労働安全衛生法に定める技能講習、安全衛生特別教育等修了証等の写し

②労働安全衛生法関係各種免許証等の写し

イ 林業就業経験が5年以上であることの確認（所属事業場名、雇用年月日が記載された書類①又は②の写し）

①健康保険被保険者証の写し

※全国健康保険協会に加入している事業場の対象者

②雇用台帳等の写し

※全国健康保険協会に加入していない事業場の対象者

ウ 写真1枚（サイズ縦3.0cm×横2.4cm）

②事業体の概要がわかる書類を添付する。

①事業体名、所在地、代表者

②林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく知事認定書の写し

※②については認定事業体のみ

#### (3) 助成金の交付について

助成金交付のため、林業・木材製造業労働災害防止協会支部長が指名する審査委員会を設け、申請内容を審査した上で、助成金の交付が適当であると認められる場合は、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部が助成金を交付する。

#### (4) その他

①審査の結果、助成金対象事業体に該当し、かつ、助成金対象者の要件を満たすことが確認された場合には、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部事務局において当該事業体に対し、助成金交付決定の通知をします。

なお、審査の結果、助成金対象事業体の該当及び助成金対象者の要件の両方又はいずれかの一方を欠く場合は、当事務局において当該事業体に対し、その理由を付記して通知をします。

② 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部において、助成金対象者について、「安全作業奨励者」として公表するとともに、「安全作業奨励

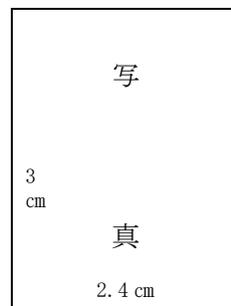
者」登録証及び標章（バッジ）を交付します。

なお、今後、さまざまな機会を通じて作業の安全に精通した「安全作業奨励者」の周知・普及により、事業場における作業者の安全意識の高揚を図っていくため、助成金交付対象事業体にあっては、登録料として「安全作業奨励者」一人当たり5千円を林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部に納入することとします。

- ③ご記入いただきました個人情報につきましては、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部が適切に管理し、本事業の実施目的以外には使用いたしません。

(別紙様式1)

※ 受付番号	
※ 受付年月日	



### 平成29年度 林業ワーカ一定着・定住対策事業

※は記入しないこと。

### 安全作業奨励支援事業に係る助成金交付申請書

ふりがな 氏名	性別	生年月日	満年齢
	1. 男 2. 女	昭和・平成 年 月 日	歳
	連絡先(平日に連絡可能な電話番号) — —		
現住所	〒 — (電話) — —		
所属する 事業体名	(名称)		
	(住所) 〒 — (電話) — —		
労働保険番号	<input type="text"/>	都道府県	所掌管轄 基幹番号 枝番号 一括事業場番号
雇用年月日	昭和・平成 年 月 日		
技術的評価			
安全作業の 状況	※写真等を添付してください		

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

事業体名称

事業体代表者名



#### 《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本事業の実施目的以外には使用いたしません。